

論文委員会規程

(目的)

第1条 論文委員会は論文誌の発行を行う。

(構成)

第2条 論文委員会は委員長、副委員長、委員により構成する。

第3条 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 副委員長は委員長の補佐を行う。

(業務)

第6条 論文委員会は次の業務を行う。

- (1) 論文募集と査読業務を行う。査読業務とは、査読者の決定、査読過程の管理、採否の検討と決定を指す。
- (2) 特集のテーマを決定し、依頼を行う。

(論文の査読)

第7条 論文査読は次のプロセスによって行う。

- (1) 投稿論文は論文委員会が受理した日を受け付け日とする。
- (2) 論文委員会において査読者(2名)を決定する。査読者は匿名とする。査読期間は原則として1か月とする。(特別の事情がある場合はこれよりも短い期限でよい)
- (3) 論文委員会は査読過程を管理し、期限を過ぎた査読者に対しては催促を行う。催促に応じない場合には、別の査読者を選定する。
- (4) 必要に応じて、著者照会を行う。著者照会は1回のみとする。著者照会の返答期限は原則として1か月とする。期限が過ぎても返答がない場合および著者から申し入れがあった場合は、取り下げとする。
- (5) 照会后判定とした査読者に、照会返答後、再査読を依頼する。再査読の期限は原則として1か月とする。期限を過ぎた査読者に対しては催促を行う。催促に応じない場合には、論文委員会が判定を行う。

(採否の判定)

第8条 採否の判定は次の方法による

- (1) 採否判定の責任は、委員長にある。
- (2) 論文委員会は、査読者の結果報告に問題がないかを確認し、問題がなければ以下の原則に従って採否の判定を行う。
 - (2-1) 2名の査読者が採録可の判定(A判定)をした場合、採録とする

- (2-2) 2名の査読者が返戻の判定(D判定)をした場合、返戻とする
- (2-3) 1名の査読者が採録可の判定をし、1名の査読者が照会后判定(B判定もしくはC判定)とした場合、あるいは2名の査読者が照会后判定とした場合は、著者照会を行う。著者照会後の再査読の判定結果が採録可と返戻に分かれた場合は、第三査読を実施する。この場合の第三査読の判定は採録可と返戻のいずれかとし、その判定に従う。
- (2-4) 1名の査読者が採録可の判定をし、1名の査読者が返戻の判定をした場合、第三査読を実施する。第三査読者が採録可または返戻と判定した場合はその判定に従う。第三査読者が照会后判定とした場合は著者照会を行い、その後の再査読結果に従う。
- (2-5) 1名の査読者が返戻の判定をし、1名の査読者が照会后判定とした場合は、第三査読を実施する。第三査読者が返戻と判定した場合は返戻とし、それ以外の場合は著者照会を行う。初回査読及び再査読の判定を合わせて2名の査読者が採録とした場合に採録、そうでない場合に返戻とする。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに未来の人類研究センター会議に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2021年3月3日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、未来の人類研究センター会議の議決を経る。